

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更の認可

2025年6月3日
北陸電力株式会社

本日（6月3日）、「志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定^{※1}」の変更について、原子力規制委員会から認可書を受領しましたので、お知らせします。

原子力発電所の運転期間延長認可および高経年化技術評価^{※2}の仕組みが、長期施設管理計画の認可制度に統合されることに伴い、原子炉施設の劣化評価の結果や劣化を管理するための措置などをまとめた長期施設管理計画を策定し、原子力規制委員会の認可を受けることが必要となることから、当社は、本制度の運用にあたり必要な事項を反映した原子炉施設保安規定の変更認可申請を行いました。（2025年3月24日お知らせ済）

本日（6月3日）、上記申請について、原子力規制委員会から認可書を受領しました。

以 上

※1 原子炉施設保安規定

原子炉施設の運転に関し、保安のために守るべき事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、原子力規制委員会の認可を受けているもの。

※2 高経年化技術評価

原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器および構造物に発生しているか、または発生する可能性のあるすべての経年化劣化事象の中から、高経年化対策上着目すべき事象を抽出し、これに対する機器・構造物の健全性について評価を行うとともに、現状の施設管理が有効かどうかを確認し、必要に応じ、追加すべき施設管理項目を抽出すること。